

標準報酬月額改定が必要なとき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定した後、毎年1回の定時決定で見直します。ただし、次の場合は標準報酬月額の改定届が必要となります。このフローチャートは私学共済ホームページにも掲載しています。ダウンロードして活用してください。

標準報酬月額改定届は不要です

